

第3次川西市環境基本計画(案)に係る
市議会意見と市の検討結果

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	【本編4・14ページ】 第2章 本市の課題 第4章 目標実現に向けた取組み	本編P14に公共交通の取組みが記載されているが、P6(2)公害、交通環境に関する課題に挙がってこないのはなぜか。	●計画案を修正します。 (内容) 本編4ページの「地球温暖化対策に関する課題」の欄に「公共交通機関の利用の促進と自家用車の次世代自動車への転換が必要です」と記載しております。 また、類似する記載である本編6ページの「公害、交通環境に関する課題」については、「公害、交通騒音等に関する課題」に修正します。
2	【本編11ページ】 第4章 目標実現に向けた取組み	HEMS、ZEH、BELSなど、専門的で馴染みのない言葉が多く、市民にとっては取組みのハードルが上がるのではないかと。市民の伝えるときは工夫して欲しい。	●計画案では原案のままとします。 (内容) 環境分野は専門的な言葉が多いため、環境基本計画では現状どおり注釈や用語集で表現し、今後、啓発や促進に向けた情報発信を行う際に、誰でもわかりやすい内容で発信するよう工夫します。
3	【本編12ページ】 第4章 目標実現に向けた取組み	市内の事業者でBEMSを導入している事例はあるか。サイバー攻撃への対応、メンテナンスの面においても導入におけるハードルが高いと思われるがどのように考えるか。	●計画案では原案のままとします。 (内容) 目標実現に向けた取組みに関しては、地球温暖化対策の中で主だったものを挙げており、具体的に市内の事業者でのBEMS導入事例は把握しておりません。市全体での具体的な取組みについては、今後、課題も含めて検討します。
4	【本編15・16ページ】 第4章 目標実現に向けた取組み	飲食店などの利用客が食べ残しを自己責任で持ち帰る「mottECO」について、食品ロス削減につながるが、一方で食中毒のリスクがあると考えられる。持ち帰るのをやめようという意味でも最終的に自己責任が問われる持ち帰りだと考えるがどうか。	●計画案では原案のままとします。 (内容) 食品ロスを減らすために「食べ残しを自己責任で持ち帰る」ことを説明する一方で、食中毒を発生させないためには、市が全て責任を負うのではなく、一人一人が責任を持つよう周知していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
5	【本編15ページ】 第4章 目標実現に向けた取組み	生ゴミの堆肥化を検討とあるが、過去に申請する人が少なくなったため、コンポストなどの生ゴミ処理機の購入の助成を廃止している経緯がある。その中で生ゴミの堆肥化とどうつなげるのか。	<p>●計画案では原案のままとします。</p> <p>(内容) 以前のコンポストはサイズが大きく消費電力が高いものが多くありましたが、昨今ではプランターやコンポストバッグなどで生ゴミの堆肥化などが行えるなど技術・手法も進歩しています。 本市では包括連携協定を締結している民間企業が市民と一緒にコンポストの取組みを行い、出来た堆肥を市内の公園や花壇に活用するなど、一部、循環もできています。 このような取組みの活性化など、身近なものとして推進できるよう研究を進めます。</p>
6	【本編15ページ】 第4章 目標実現に向けた取組み	生ゴミ処理機の購入の助成は事業再検証の中で消えたはずだが、どのように考えるか。	<p>●計画案では原案のままとします。</p> <p>(内容) 以前のコンポストはサイズが大きく消費電力が高いものが多くありましたが、昨今ではプランターやコンポストバッグなどで生ゴミの堆肥化などが行えるなど技術・手法も進歩しています。 本市では包括連携協定を締結している民間企業が市民と一緒にコンポストの取組みを行い、出来た堆肥を市内の公園や花壇に活用するなど、一部、循環もできています。 このような取組みの活性化など、身近なものとして推進できるよう研究を進めます。</p>
7	【本編23・37ページ】 第4章 目標実現に向けた取組み	P23都市生活環境の「環境美化の推進」においては「公共空間の不法投棄発見時には速やかに市へ通報します」とあるが、P37北部地域の「自然環境の保全」においては「山地への不法投棄はしないようにします」と努力規定のような書き方になっている。不法投棄は「行わない」が良いのではないか。	<p>●計画案を修正します。</p> <p>(内容) 不法投棄においては「しない」という視点と「発見したら通報します」という両方の視点があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本編23ページ 市民 事業者 「不法投棄は行いません。また、不法投棄を発見した際には速やかに市へ通報します。」 に修正します。 ・本編37ページ 市民 事業者 「不法投棄は行いません。また、不法投棄を発見した際には速やかに市へ通報します。」 に修正します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
8	【本編26ページ】 第4章 目標実現に向けた取り組み	放置自転車に対する市の取り組みとして、「啓発活動を行う」とあるが、それだけではなく、違法な駐輪を防止するための施設の設置、管理、取り締まりで一体的に行っているはずなので、記述したほうがよいのではないかと。	●計画案を修正します。 (内容) 放置自転車対策としましては駐輪場の設置及び放置自転車に対する啓発から撤去に至るまで一体的に取り組んでおります。 ・本編26ページ 放置自転車等への対策を強化します 「・駐輪場の設置及び駐輪場の利用徹底を目的とした啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。」 に修正します。
9	【本編48ページ】 第4章 目標実現に向けた取り組み	市の取り組みとして、「市役所や公共施設の周辺に緑を増やします」とあるが、南部2地域は市役所から離れているので除いてはどうか。	●計画案を修正します。 (内容) 市 「公共施設の周辺に緑を増やします」 に修正します。
10	【本編57ページ】 第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	森林吸収量における街路樹の位置づけは何か。 今後、川西市独自の取り組みを公表するとあるが、川西市には街路樹として7400本の樹木がある。ヒートアイランドの効果、大気の浄化など目に見えない効果がある。地球温暖化への取り組みとして位置づける方がよいのではないかと。	●計画案では原案のままとします。 (内容) 森林等の吸収量については、環境省の「地方公共団体実行計画策定マニュアル」を元に作成しており、そのマニュアル上では、吸収源による温室効果ガス吸収量の推計対象は森林、農地、都市緑地があり、街路樹は都市緑地に該当します。森林等の地方公共団体の吸収源対策による吸収量推計は任意となっており、且つ街路樹1本あたりの吸収量は非常に小さなものであるため、本計画では森林吸収量のみを採用しています。
11	【本編64ページ】 第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	「カーボンニュートラル」とは温室効果ガス排出量実質ゼロを言うが、森林吸収率を加味したものであり、それにより温室効果ガスの排出をゼロにするにとらえられるため、吸収率について併記するなど工夫が必要。	●計画案を修正します。 (内容) ページの下部 「「排出実質ゼロ」とは、CO2などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することを言います。」 を記載します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
12	【本編73ページ】 第6章 進行管理指標と推進体制	進行管理指標と市の取組みが両方毎年公表されるのか。	●計画案では原案のままとします。 (内容) 進行管理指標と市の取組みについては、毎年発行している「環境の概況」などにより公表します。
13	【本編73ページ】 第6章 進行管理指標と推進体制	数値目標を公表とあるが、どのタイミングで公表されるのか。 なにか目標値は示されるのか。 本計画は数値目標は定めにくいものも多く、目標値と方針を分けた方がよりわかりやすいのではないかと。	●計画案では原案のままとします。 (内容) 大気汚染における環境基準値などの数値目標が定められる指標は定めることとし、定められないものは所管課と調整し、公表の際に工夫します。
14	【資料編9・31ページ】 資料1 本市の現況	舎羅林山地区の開発に伴いトラック等の往来が増えているが、運輸部門の温室効果ガス排出量に影響するのではないかと。	●計画案では原案のままとします。 (内容) 運輸部門の温室効果ガス排出量は、トラック等の登録地でカウントすることとなるため、物流倉庫等の設置による直接的な影響はありません。しかしながら、実態としてトラック等の往来が増えることによる環境全般としての影響はあると考えられ、別途、環境全般としての研究・検討は必要になると考えます。
15	【資料編14ページ】 資料1 本市の現況	「クリーンセンターの施設見学」は正式名称にした方が良いのではないかと。	●計画案を修正します。 (内容) 前計画策定後の主な取組み 「国崎クリーンセンターの施設見学」 に修正します。
16	【資料編22ページ】 資料1 本市の現況	「朝採れイチジクを用いた作ったデザート」は「用いて作った」の誤記ではないかと。	●計画案を修正します。 (内容) 前計画策定後の主な取組み 「朝採れイチジクを用いて作ったデザート」 に修正します。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目な ど)	意見の内容	市の検討結果
17	【資料編41ページ】 資料2 アンケート調査結果 概要	①市民1200人の内訳が知りたい。 ②小学生277人の根拠は何か。 ③なぜ中学生を対象にしなかったのか。	●計画案では原案のままとします。 (内容) ①総合計画に合わせ、川西市にお住まいの16歳以上の市民1200人を無作為に抽出しました。 ②川西市内の小学校を南・中・北の3地区に分け、各地区毎に1校(加茂小・多田小・東谷小)ずつ選定し、その小学校の6年生全員を対象としました。6年生の理由は3～5年生の時に自然体験学習を経験しているためです。 ③16歳以上の市民1200人をベースにし、こどもの意見を聴取するために小学校に対しアンケートを実施していますが、次回の計画に向けて調整します。
18	【資料編63・64ページ】 資料3 用語集	英語表記にはルビを振っていただきたい。	●計画案を修正します。 (内容) 英語表記には全てルビを振ります。